

第8編 業務 ⌈ 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品
を持ち込んではない場所の指定 ⌋

○喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は
危険物品を持ち込んではない場所
の指定

〔平成11年3月29日〕
告示第7号

大雪消防組合火災予防条例（昭和48年条例第17号）第23条第1項の規定に基づき劇場等において、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んではない場所を次のとおり指定する。

- 1 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んではない場所
 - (1) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場の舞台（大道具室、小道具室及びならくを含む。）及び客席（喫煙にあつては、屋外の客席及び喫煙設備のある客席を除く。）
 - (2) 公会堂又は集会場の舞台及び客席（喫煙にあつては、喫煙設備のある客席を除く。）
 - (3) キャバレー、ナイトクラブ、飲食店、ダンスホール、旅館又はホテルに設けられた舞台
 - (4) 百貨店又は物品を販売する小売店舗（延べ面積1000平方メートル以上の小売店舗に限る。）の売場（食堂の部分及び喫煙にあつては、喫煙設備のある売場を除く。）及び展示場
 - (5) 屋外展示場で公衆の出入りする部分
 - (6) 自動車車庫又は駐車場
 - (7) 文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民族文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲
- 2 危険物品を持ち込んではない場所
 - (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（第1(1)及び(2)に掲げる場所を除く。）の公衆の出入りする部分
 - (2) キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又は飲食店で公衆の出入りする部分
 - (3) 車両の停車場（旅客の乗降又は待合の用に供する建物に限る。）